



高齢者の労働災害防止説明会を開催しました！

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律により、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となったことを受け、令和8年2月に、「高齢者の労働災害防止のための指針」が策定されました。

説明会の様子



群馬県藤岡保健福祉事務所との共催で令和8年8月7日（金）に藤岡商工会議所にて、高齢者の労働災害防止説明会を開催しました。

当署担当官より、管内の労働災害発生状況について説明がなされたほか、「高齢者の労働災害防止のための指針」に係る説明が重点的に行われました。

また、特別講演として群馬県藤岡保健福祉事務所大竹様及び健康運動指導士高山様より、「元気に“動こう・歩こう” — 労災予防と健康のための職場づくり —」と題して、転倒防止・腰痛予防のための運動を参加者と一緒に実践しました。



全国労働衛生週間の準備期間が始まります！

令和8年度全国労働衛生週間は10月1日から10月7日までの期間となります。また、全国労働衛生週間の実効を上げるため、9月1日から9月30日までを準備期間としています。事業主の皆様におかれては、準備期間中の実施事項に取り組んでいただき、労働者が安全に働くことができる職場環境を構築してください。

準備期間の実施事項



1 重点事項

2 化学物質による労働災害に関する事項

3 労働衛生3管理の推進等

4 作業内容や働き方に応じた事項

5 作業環境の特性に応じた事項



厚生労働省HP
令和8年度全国労働衛生週間

9月は



「職場の健康診断実施強化月間」です

健康診断を実施した後に、必要な措置を講じていますか？

職場の定期健康診断を実施した結果、異常の所見があると診断された労働者については、医師等から意見を聴くことが必要です。

労働安全衛生法第66条の4



Q 医師の意見聴取とは？

A 健康診断の結果から、『通常勤務可』『就業制限』『要休業』といった就業上の措置に関する意見を聴くことです。健康診断実施後3ヶ月以内に実施しましょう



Q 意見聴取はどこにお願いすれば良いですか？

A 産業医の資格を持つ医師に依頼することが一般的です。

契約している産業医がない50人未満の事業場においては、**藤岡多野地域産業保健センター**で意見聴取等のサービスを**無料**で受けることができます。

申込先：藤岡多野地域産業保健センター

所在地：藤岡市藤岡1860-1（藤岡多野医師会内）

TEL 0274-22-0251

FAX 0274-24-4187